

195 東京法学院大学学則の改正

〔『法学新報』臨時増刊第十四卷十（一六四）号

明治三十七年九月二十日〕

○学則の改正 本大学学則中第五条第二項を削除し第六条を
「左に掲ぐるものは法政学士と称することを得一、本科卒業者
二、研究科卒業者三、旧東京法学院高等法学科卒業者」と改め
旧第五条以下順次一条繰り下け旧第五十五条を「研究科は本科、
専門科の卒業者にして既修の学科に付き尚ほ深邃なる研究を為
し外国語に依り深く法律の研究を為さんと欲する者の為めに之
を設く」と改め旧第五十九条を「研究科は本科、専門科、旧英
吉利法律学校及び旧東京法学院の卒業者にして学長の承認を経
たる者に限り入学を許す但し同等学校卒業者若くは之と同等の
学力ある者にして学長の承認を経たるもの亦同し」と改め旧第
六十三条を削除することを本月七日附を以て主務省より認可□
□る